

**令和8年度
三芳町立藤久保小学校特別教室開放
利用の手引き**

三芳町未来創造課

三芳町立藤久保小学校特別教室学校開放について

1 趣旨

三芳町立藤久保小学校の学校施設を、学校教育に支障のない範囲で住民の使用に供することにより、地域住民の生涯学習の振興、健康の増進及びコミュニティ活動の増進に資することを目的とします。

2 開放する教室

教室名	定員	設備・備品（学校許可備品）
音楽室	40名	テーブル付きチェア40脚、ピアノ
コミュニティルーム	20名	テーブル8台、椅子30脚、ホワイトボード
図工室	40名	テーブル7台、椅子40脚、シンク台
家庭科室	40名	調理台8台、椅子40脚 ※火気を使用する場合には事前に申請が必要です。 ※包丁、鍋、皿等は利用者が持参してください。

※一覧に載っている備品以外は使用不可です。

※ルミナみよし地域交流センターの備品貸出は行いません。

総合窓口で以下備品を貸出しします。その他の必要物品は利用者ご自身で持参をお願いいたします。

- ・ホワイトボードマーカー類（コミュニティルームのみ）
- ・食器洗い用洗剤類、スポンジ（家庭科室のみ）

3 開放日・時間

	午前	午後	夜間
平日			18時00分～21時00分
土日祝 休校日	9時00分～12時00分	13時00分～17時00分	18時00分～21時00分

※年末年始（12月29日から1月3日まで）は利用できません。

※学校行事等に使用する場合、開放日及び開放時間を変更する場合がございます。

※連続して予約を確保した場合には、継続して利用ができます。

4 利用団体の要件

以下のすべての条件に該当している団体が登録できます。

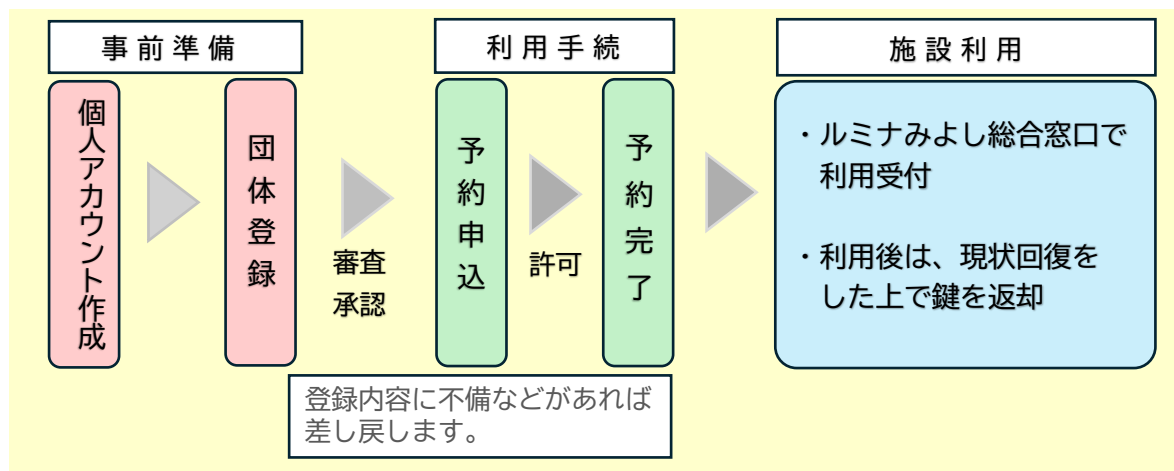
1. 構成員の過半数が町内に住所、勤務先又は通学先を有する者で構成する団体
2. 最低5名以上で構成される団体であること。
3. 団体の代表者及び使用責任者は、18歳以上の町内在住者であること。

5 団体登録手続き

藤久保小学校学校教室開放の利用には、ご自身のパソコンやスマートフォンなどを使って三芳町公共予約システム「Spacepad」を使用して事前に団体登録をお願いします。

※ルミナみよし地域交流センター、学校開放（体育館校庭等）とは別の登録が必要となります。

【予約システムの概要】



6 利用申請・取消

（１）利用申請受付

利用日の3か月前から10日前まで申込みができます。

月の利用上限は月4コマです。

（２）使用日の変更及び取消し

日程・部屋の変更及び取消しをするときは、公共予約システムでキャンセルをお願いします。変更の場合も一度キャンセル処理を行い再予約の作業が必要です。

7 使用の禁止

次のいずれかに該当する場合、利用者登録及び利用はできません。

1. 特定の政党若しくは公職の候補者を支持し、またはこれらに反対するための使用その他政治的活動のための使用
2. 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための使用その他宗教的活動のための使用
3. 営利を目的とする使用

8 利用当日の流れについて

(1) 利用申請の受付

ルミナみよし1階総合窓口で受付し、利用する部屋の鍵を受け取ります。
利用開始時間から部屋の鍵をお渡しすることができます。

(2) 利用終了後

後片付けに要する時間は利用時間に含まれていますので、利用時間内に必ず利用施設の清掃を行い、現状回復をした上で、戸締りを行ってください。

利用後、**3日以内に**予約詳細画面で報告事項を入力してください。

※使用にあたっては管理者の指示に従い、安全面に十分配慮して、適正に利用してください。

※使用時間は厳守してください。

(3) 備品の使用について

総合窓口で以下備品を貸出しします。その他の必要物品は利用者ご自身で持参をお願いいたします。

ルミナみよしの備品の貸出は行いません。

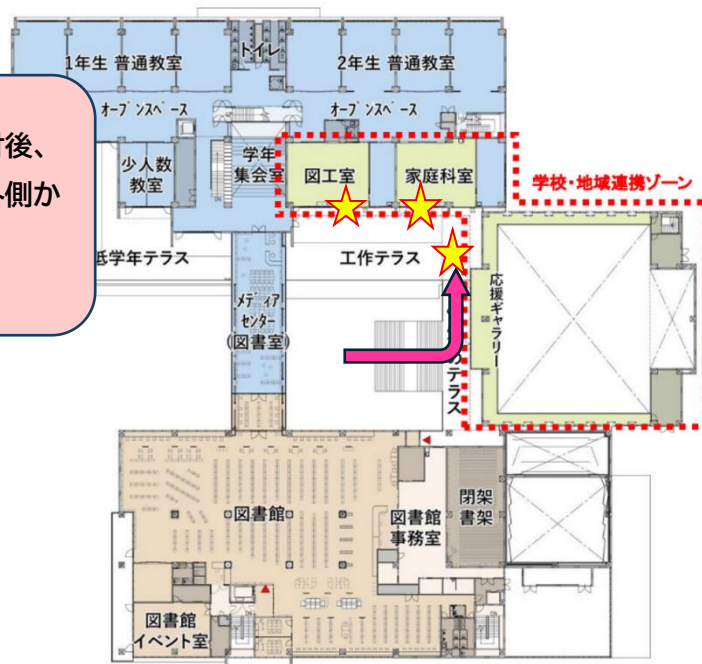
- ・ホワイトボードマーカー類（コミュニティルームのみ）
- ・食器洗い用洗剤類、スポンジ（家庭科室のみ）

9 施設案内図

総合事務室で鍵預かり、★マークから開錠して入場してください。



ルミナみよし総合窓口で受付後、
みらい広場の階段を上がり外側から入室してください。



10 利用時の注意事項

1. 上履き・スリッパ等を必ず持参してください。
2. 持参した上履き・スリッパ等は、必ず持ち帰ってください。
3. 利用者は、利用後速やかに机・椅子等を収納し、清掃・消毒を行い現状回復してください。
4. 利用により出たゴミは、すべてお持ち帰りください。
5. 教室備品は上記に明記されたもの以外は使用できません。
6. 生徒の作品などには、絶対に手を触れないでください。
7. 冷暖房を使用した場合は、必ずスイッチを切って退室してください。
8. 家庭科室での火気使用の場合は必ず事前申請を得て利用し、その取扱いには特に注意してください。
9. 所持品の盗難及び破損等の責任は負いません。
10. 利用に際しては管理者の指示に従ってください。守られないときは、利用承認の取消、又は利用を中止していただくことがあります。

11 使用にあたっての遵守事項

1. 許可を受けた場所以外の場所に立ち入らないこと。
2. 2階テラスの使用はできません。
3. 指定した設備及び物品以外の設備等を使用しないこと。
4. 飲酒及び喫煙をしないこと。
5. 指定した以外の場所で火気を使用しないこと。(施設内周辺含む。)
6. 他の使用者や近隣住民に迷惑の及ぶ行為をしないこと。

1 2 賠償責任

利用者は、故意又は過失により施設又は設備を汚損・損傷・紛失した時は、速やかに管理者に報告し、その損害を賠償しなければなりません。

1 3 その他

この利用案内に定めのない事項については、三芳町立藤久保小学校施設の開放に関する規則によります。